



2026年5月18日

各 位

株 式 会 社 Y U A S A
代表者名 代表取締役社長 田村 博之
(コード番号 8074 東証プライム市場)
問合せ先 代表取締役専務 田中 謙一
経営管理部門統括 (T E L 03 - 6369 - 1255)

「役員報酬 B I P 信託」の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年5月18日開催の取締役会において、当社役職員に対して2018年度より導入しているインセンティブ・プラン「役員報酬 B I P 信託」（以下「B I P 信託制度」という。）を継続及び一部改定することを決議いたしました。

これにより、当社は、B I P 信託制度に関する議案（以下「本議案」という。）について、2026年6月25日開催予定の第147回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議いたします。

記

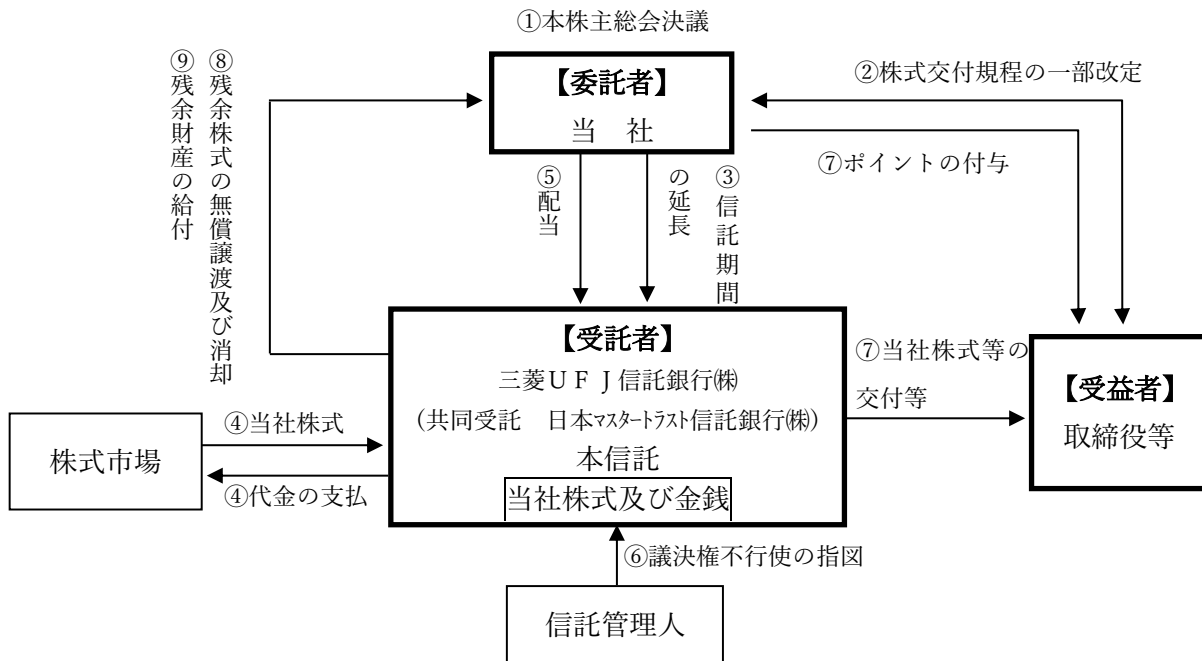
1. B I P 信託制度の継続及び一部改定について

- (1) 当社は、2026年5月18日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下同じ。）（以下、併せて「取締役等」という。）を対象とし、中長期的な業績向上の達成意欲と株主価値増大への貢献意識を高めることを目的とした B I P 信託制度について、一部改定の上、継続することとし、本議案を本株主総会に付議することを決議いたしました。
- (2) B I P 信託制度の一部改定は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします（以下、改定後の B I P 信託制度を「本制度」という。）。
- (3) 本制度では、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用します。B I P 信託（以下「本信託」という。）とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付及び給付（以下「交付等」という。）するものです。

(4) 従前の制度から以下の点を改定いたします。

	改定前	改定後
対象とする期間(以下、「対象期間」という。)	中期経営計画に対応する連続する3事業年度	中期経営計画に対応する連続する事業年度(今般の改定後当初については連続する5事業年度)
当社が拠出する金員の上限	対象期間を対象として合計540百万円	180百万円に対象期間を乗じた金額(今般の改定後当初の5事業年度については900百万円)
本信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限	1事業年度当たり56,000ポイント	56,000ポイントに対象期間を乗じた数(今般の改定後当初の5事業年度については280,000ポイント)
業績達成条件の内容	中期経営計画に掲げる会社業績指標(現行の中期経営計画では、連結売上高、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益)の達成度等に応じて変動	中期経営計画に掲げる業績指標の達成度等に応じて変動

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、B I P信託制度の一部改定に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、取締役等は、株式交付規程に従い一定のポイントの付与を受け、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイントに応じ、当社株式等の交付等が行われます。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度もしくはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行うもしくは当該残余株式を株式市場にて換価した上で、当社及び取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として本信託を通じて当社株式が取得され、取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。(詳細は下記(2)以降のとおり。)

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、中期経営計画に対応する連続する事業年度を対象期間とします。本(2)第4段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各中期経営計画の期間に対応した連続する事業年度を対象期間とします。

当社は、対象期間ごとに拠出する信託金の上限を、180百万円に当該対象期間を乗じた金額(今般の改定後当初の5事業年度については900百万円)としたうえで、かかる信託金を取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする対象期間に対応する期間の本信託を設定(本(2)第4段落の信託期間の延長をむ。以下同じ。)します。なお、1

事業年度当たりの上限については、2018年6月22日開催の第139回定時株主総会（以下「第139回総会」という。）でご承認いただいた内容から変更はございません。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の終了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

（3） 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中、毎年所定の時期に以下の2種類のポイントが付与され、原則として取締役等の退任時に、それぞれのポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

①固定ポイント：役位に応じて定められたポイント

②変動ポイント：役位に応じて定められたポイントで、対象期間の満了後に中期経営計画に掲げる業績指標の達成度等に応じ、当該対象期間に付与したかかるポイントの合計値の加減算を行うもの（今般の改定後の5事業年度については、経常利益額、ROIC及び海外売上高を指標として採用予定）

なお、1ポイントは当社株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

今般の改定後当初の信託期間中に取締役等に対して付与されるポイント数の上限は、56,000ポイントに対象期間の5を乗じたポイント数（対象期間の満了後に行う中期経営計画に掲げる業績指標の達成度等による加算が最大値となる場合を前提とした上限）とし、本信託の信託期間中に取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下、「上限交付株式数」という。）。そのため、5事業年度を対象とする今般の改定後当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、280,000株となります。上記のポイントの調整がなされた場合、その調整に応じて、上限交付株式数も調整されます。

上記（2）により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数

は、かかる1事業年度当たりの上限数に延長された信託期間の年数を乗じた数に相当する株式数とします。この上限交付株式数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。なお、1事業年度当たりの上限については、第139回総会でご承認いただいた内容から変更はございません。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切り捨て)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となる場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

(7) 本信託の終了時の取扱い

会社業績指標の未達成等により、本信託の終了時(上記(2)による信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時)に残余株式が生じる場合は、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却するか、あるいは、当該残余株式を市場にて売却し、その換価代金を当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附するか、いずれかを行うことを予定しています。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体に寄附を行う予定です。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 2018年8月6日 |
| ⑧信託の期間 | 2018年8月6日～2026年8月31日 (2026年8月の信託契約の変更に
より 2031年8月31日まで延長予定) |
| ⑨制度開始日 | 2018年9月1日 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の総額 | 460百万円 (予定) |
| ⑬株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑭株式の取得時期 | 2026年8月27日～2026年9月18日 (予定) |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得
資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上